



鯖江市

社会教育生涯学習推進計画

令和7年度～令和11年度

令和7年 月

鯖江市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の方向性

第2章 社会教育と生涯学習について

- 1 生涯学習の基本的な役割
- 2 社会教育の基本的な役割

第3章 国県の動向

- 1 国の動向
 - (1) 教育基本法の改正
 - (2) 教育振興基本計画
 - (3) 中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理
 - (4) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応
- 2 県の動向
 - (1) 教育に関する大綱
 - (2) 福井県教育振興基本計画について

第4章 本市を取り巻く現状と課題

- 1 少子化による人口減少、急速な高齢化
- 2 人生100年時代の到来
- 3 地域の伝統行事等の担い手の減少
- 4 人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大
- 5 本市を取り巻く社会教育生涯学習の課題

第5章 計画の策定

- 1 基本理念
- 2 総合戦略のコンセプト
- 3 市長部局等との連携
- 4 鯖江市民主役条例の精神

- 5 基本目標と3つの基本施策
 - (1) 基本目標の考え方
 - (2) 3つの基本施策について
- 6 基本施策に位置付ける11の柱について

7 施策の展開

【基本施策Ⅰ】 「人づくり」のための学びの提供

- 柱－① ふるさとを学ぶ
- 柱－② 生きる力を身につける
- 柱－③ 子育てと学校と地域を切れ目なくつなぐ
- 柱－④ 家庭や地域の教育力を高める
- 柱－⑤ 文化遺産を活かすとともに新たな文化を創造する

【基本施策Ⅱ】 学びを広げ、深める「つながりづくり」のための環境整備

- 柱－⑥ 社会教育生涯学習に関する推進体制を整備する
- 柱－⑦ いつでもどこでもだれでもたのしく学べる環境を充実させる
- 柱－⑧ 人生100年の学びを支える

【基本施策Ⅲ】 学びの成果を「地域づくり」に活かす仕組みづくり

- 柱－⑨ 社会教育の担い手を拡大するとともに、青年層の参画を促す
- 柱－⑩ 地域コミュニティボランティア活動を促進する
- 柱－⑪ 「市民力」「地域力」を高める学びの場を提供する

第6章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗管理
- 3 計画推進にかかるKPI（成果指標）

参考資料



1 計画策定の趣旨

本市では、令和4（2022）年3月に教育基本法に基づき策定された本市の教育振興基本計画である「第2期教育の振興に関する施策の大綱」（以下「第2期教育大綱」という。）を定めました。

第2期教育大綱では、学校教育と社会教育の2本柱を核に、子どもから大人まで「ふるさとさばえに自信と誇りの持てる教育」を推進し、教育による持続可能な「笑顔があふれるめがねのまちさばえ」の実現に向けて取り組んでいます。

この間、少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行等により、社会環境が大きく変化する中、本市においても、地域経済の縮小や地方財政の悪化、地域の伝統行事等の担い手の減少、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など、様々な課題に直面しています。

「人生100年時代」において、誰一人取り残さず、行政と市民が同じビジョンを持って社会教育・生涯学習を推進し、すべての市民が生涯を通じたウェルビーイングを実現するため、「鯖江市社会教育・生涯学習推進計画」を策定します。

ウェルビーイングとは

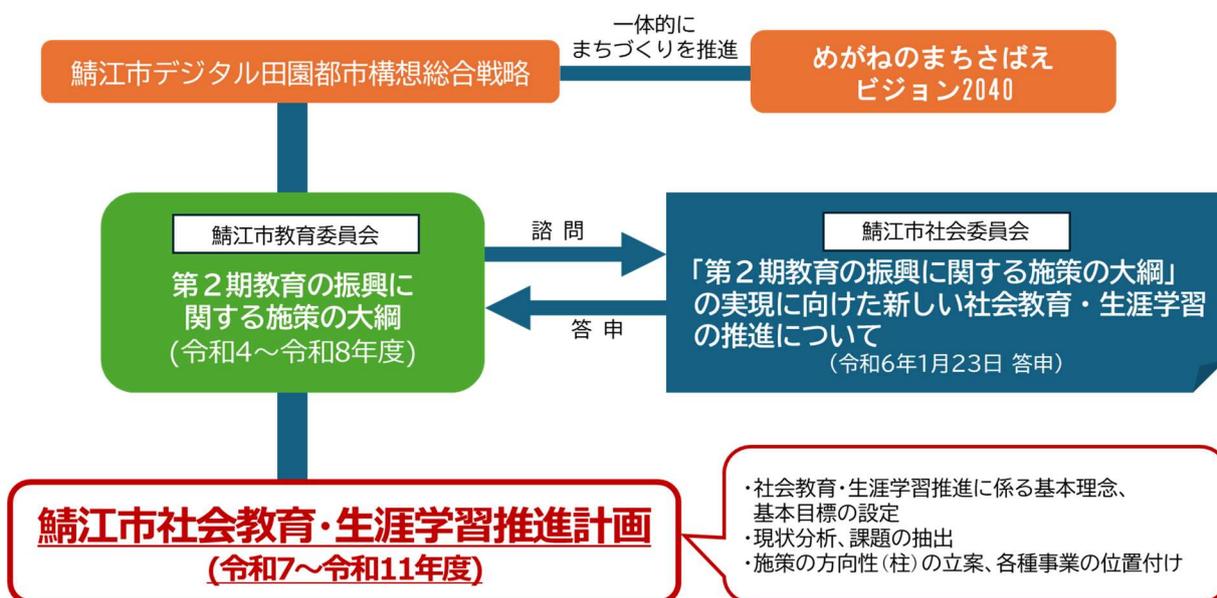
ウェルビーイング（well-being）とは、個人的な状況評価や感情の状態を表す「幸せ（happiness）」とは異なり、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的によい状態であることまでを含む包括的な概念として用いるものです。また、ウェルビーイングは、国・集団・地域における文化的な背景や価値観と関連するものです。

例えば、自らの人生が理想的な状況にあること等に満足感を持つ「獲得的幸福観」と、身近な周りの人との良好な関係性がありそれが安定的に維持されていること等に満足感を持つ「協調的幸福観」のどちらをより重視するかなど、国や地域の文化が異なれば、そこで暮らす個人・集団にとってのウェルビーイングの捉え方も異なることから、多様なウェルビーイングの求め方が認められる必要があります。

（参考：令和4年7月12日中央教育審議会教育振興基本計画部会配布資料）

2 計画の位置付け

本計画は、「鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を上位計画とし、「第2期教育大綱」と令和6（2024）年1月に鯖江市社会教育委員会から提出された答申（「第2期教育の振興に関する施策の大綱」の実現に向けた新しい社会教育・生涯学習の推進について）の方向性を踏まえつつ、人口減少時代における「社会教育・生涯学習社会の実現」に向けた基本的な考え方や具体的な取り組み・施策等を明示し、本市における総合的な社会教育・生涯学習に関する指針とするものです。



3 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画の方向性

本計画は、総合戦略のコンセプトである「世界的視野で考え、地域で行動する『めがねのまちさばえ』」を見据えつつ、第2期教育大綱の基本理念である「ふるさとさばえに自信と誇りの持てる教育」を将来像とし、「人づくり・つながりづくり・地域づくりの好循環」を基本目標と定め、個人や地域社会の持続可能な発展とウェルビーイングの実現を目指します。

そして、「教育は、個人を豊かにすることに始まり、社会を豊かにすることを目指す」ことを、社会教育・生涯学習に関わるすべての人たちが共有すべき指針に掲げ、教育によって得られた知識やスキルを地域社会で発揮できる機会をつくることで個人の成長を促し、その成長を通じて高められた課題解決意識をもって、持続可能な社会づくりの当事者（プレイヤー）となって行動していく地域風土を醸成していきます。



社会教育・生涯学習の基本目標

人づくり・つながりづくり・地域づくりの好循環

共有すべき指針

教育は、個人を豊かにすることに始まり、
社会を豊かにすることを目指す

1 生涯学習の基本的な役割

教育基本法第3条においては、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会、すなわち、生涯学習社会の実現が図られなければならない」ことが生涯学習の理念とされています。

生涯学習は、一人ひとりがより豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものです。VUCA（ブーカ）の時代とも呼ばれる、将来が予測困難な時代において、社会参画を果たしていくためには、児童期や青年期に学校教育を受けた後も、職業や生活に必要な知識を身に付けるために、生涯学習は人生の諸段階に応じて必要となるものであり、いわば個人の人生を支え、自己実現を図る上で、重要な役割を果たすものであるといえます。

また、生涯学習においては、多様な年代、多彩な属性の他者と共に学ぶことも多く、そうした他者との関係性の中でより豊かな学びにつながるものであることから、ウェルビーイングの実現と密接不可分なものと考えられます。

VUCA（ブーカ）の時代

VUCA（ブーカ）とは、変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字を取ったもので、先行きが不透明で予測困難な現代社会の特徴を表しています。

中央教育審議会（中教審）では、VUCAの時代において児童および生徒一人ひとりに応じた教育や協働的な問題解決力の育成、探究型の教育を通じて創造力や課題解決能力を養うことの重要性が示されています。

社会教育・生涯学習を推進し続けていくことは、変化の激しいVUCAの時代に対応できる柔軟な人材を育成し、未来の社会をより良くするための鍵であるといえます。

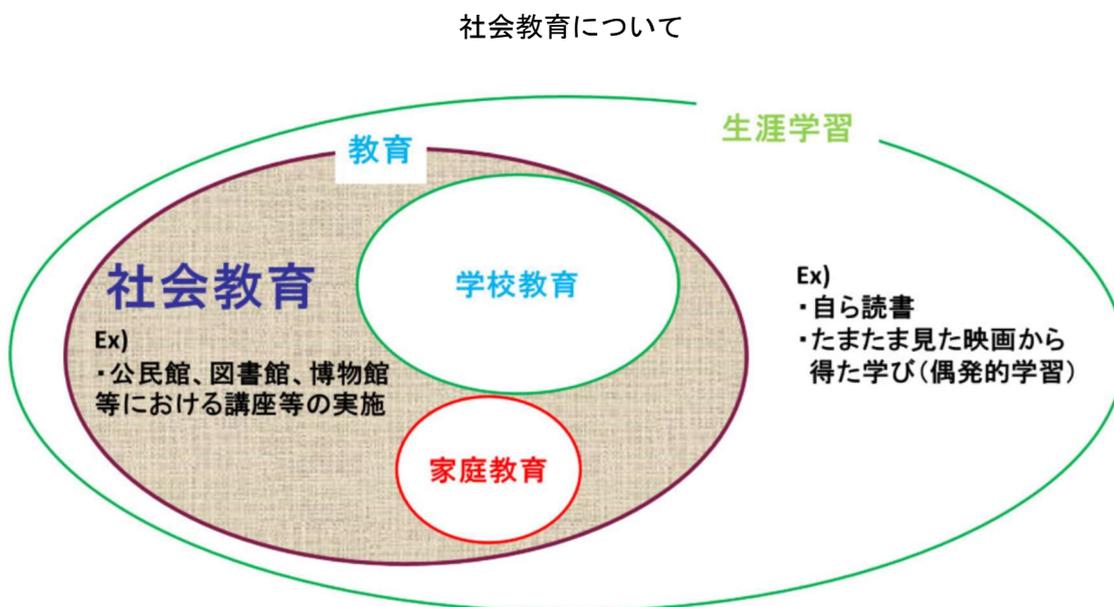
2 社会教育の基本的な役割

本来、社会教育は、地域コミュニティの構成員である住民が共に学ぶものであり、地域社会の発展や改善を目指して行われる活動や取り組みという性格を強く持っています。

また、社会教育においては、学校教育で取り扱われる内容に留まらない、社会の変化に即応した様々なテーマを幅広く学ぶことができます。住民が主体的に学ぶ意思を持ち、また教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が社会教育において生まれることが期待されるものです。

近年、防災、福祉、環境、産業振興など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その政策課題・地域課題の解決に向けて、関係各課が地域コミュニティに関する事業を展開しています。

本市において社会教育を活性化することは、地域における課題解決を支えるという点で重要です。未来志向的に「こうありたい自分、こうありたい地域の姿」を考え、行政だけでなく、企業や大学、まちづくり団体、個人など地域のさまざまなステークホルダーと連携し、そのために必要な学びとその成果が循環する社会教育を基盤とした地域コミュニティを形成することこそが、社会教育の役割といえます。



(文部科学省 中央教育審議会教育振興基本計画部会資料より)

1 国の動向

(1) 教育基本法の改正

平成 18（2006）年に約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、新たに「生涯学習の理念」（第 3 条）が明記されるとともに、学校、家庭及び地域住民等の連携・協力等、学校教育のみならず生涯学習、社会教育関係の規定の充実が図られました。

(2) 教育振興基本計画

改正教育基本法の第 17 条において、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を策定することとされ、平成 20（2008）年以降、4 期にわたり教育振興基本計画が定められています。

令和 5（2023）年 6 月に策定された第 4 期教育振興基本計画では、めまぐるしく変化する社会で、一人ひとりが社会の担い手となること、そして、社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を 2 つのコンセプトに、基本的な方針と教育政策の目標が示されました。

基本的な方針には「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」等が掲げられたほか、「生涯学び、活躍できる環境整備」、「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」が目標として記載されており、今後 5 年間、国、地方公共団体、民間等が一丸となって、個人の学習機会の保障、生涯学習の環境整備を図っていくことが求められています。

(3) 中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

中央教育審議会生涯学習分科会とは、文部科学省が設置した委員会の一部で、主に社会教育や生涯学習に関する政策や方針を検討するための組織です。過去の議論の内容は以下の通りです。

①第8期（平成25（2013）年1月）

第8期では、生涯学習の振興や社会教育の推進に関する基本方針が議論されました。特に、地域社会における教育活動の支援や、国民が生涯を通じて学び続けるための方策が検討されました。

②第9期（平成30（2018）年12月）

第9期では、生涯学習の振興や社会教育の推進に関する議論が行われました。具体的には、地域社会における教育活動の支援や、国民が生涯を通じて学び続けるための方策が検討されました。第9期は、これ以降の議論の柱となり、社会教育・生涯学習の方向性を示す重要な基盤となっています。

③第10期（令和2（2020）年9月）

第10期では、急速に変化する社会に対応するための生涯学習・社会教育の役割について議論が行われました。ウェルビーイングや社会的包摂の実現、デジタル社会への対応などが重要なテーマとなりました。

④第11期（令和4（2022）年8月）

第11期では、生涯学習・社会教育が果たしうる役割や今後の振興方策について議論が行われました。特に、地域コミュニティの基盤づくりやデジタル社会への対応が強調されました。

⑤第12期（令和6（2024）年6月）

第12期ではリカレント教育の推進や外国人の日本語学習とともに社会教育人材の養成と活躍について議論が行われました。今後の展望として、デジタル技術を活用した生涯学習の推進やすべての人が学び続けることができる社会の構築（社会的包摂の実現）が示されました。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標であり、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

また、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動（ESD：Education for Sustainable Development）の推進が必要とされています。



めがねのまちさばえ SDGs推進シンボルマーク



鯖江市は SDGs の達成に向けて、「ジェンダー平等の実現」を軸に持続可能な地域の振興を目指しています。



(出典：文部科学省ホームページ「持続可能な開発のための教育」より)

2 県の動向

(1) 教育に関する大綱

県では、県の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本的な方針である「教育に関する大綱」を令和元（2019）年10月に策定しました。

これに基づき、県では、全国に先駆けて一人一台のタブレット端末を配備し、子どもたちの主体的で協働的な学びにつなげるとともに、探究学習やプレゼンテーション教育など、これからの時代に必要な資質・能力の育成、さらには、新たな学科・コースの創設など県立高校の魅力化を進めてきました。

その後、令和6（2024）年10月に改定が行われ、「一人ひとりの個性が輝く、ふくい未来を担う人づくり～子どもが主役の「夢と希望」「ふくい愛」を育む教育の推進～こどものためにアクション！」を基本理念とし、子ども一人ひとりの個性を「引き出す教育」や、探究心を持ち、学びを「楽しむ教育」、郷土の歴史、自然、文化、人々等とつながり学ぶ「ふるさと教育」を進め、子ども一人ひとりを大切にする「子どもが主役の教育」を推進しています。また、教育が目指すべき人間像として、以下の3つを示し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、互いの信頼と協調のもと、子どもたちの成長を社会全体で支えていくことを目指しています。

<県の教育が目指すべき人間像>

- 1 個性を発揮し、自らが思い描く人生を切り拓くために挑戦し続ける人
- 2 多様な人々の存在を認め、協働して新たな価値を生み出す人
- 3 ふるさとや自然を愛し、いっどこにいても社会や地域に貢献する人

(2) 福井県教育振興基本計画について

県では、「教育に関する大綱」の具体的な施策のアクションプランとして「福井県教育振興基本計画」を平成23（2011）年9月より策定しています。

令和7（2025）年3月には「福井県教育振興基本計画（第4期）」を策定し、「一人ひとりの個性が輝く、ふくい未来を担う人づくり～子どもが主役の「夢と希望」「ふくい愛」を育む教育の推進～」という基本理念のもと、下記の4つの基本的な方針に沿って教育施策を進めています。

<「県が目指す教育の姿」の実現に向けた基本的な方針>

- 方針1 自らと福井の将来につなげる学びの推進
- 方針2 誰一人取り残されず、個性が尊重される学びの推進
- 方針3 人生を楽しく豊かにする学びの推進
- 方針4 基本となる環境づくり

1 少子化による人口減少、急速な高齢化

鯖江市では、市制施行以来、順調に人口増加が続いてきましたが、平成19（2007）年以降から横ばい傾向となり、令和4（2022）年は前年に比べて約300人の減少となっています。（図1）

また、人口を年齢区分別に見てみると、年少人口（0歳～14歳）は、国の傾向と同様に、減少傾向が続いています。生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成17年（2005）年までは増加していましたが、その後減少に転じ、平成27（2015）年以降は横ばい傾向となっています。

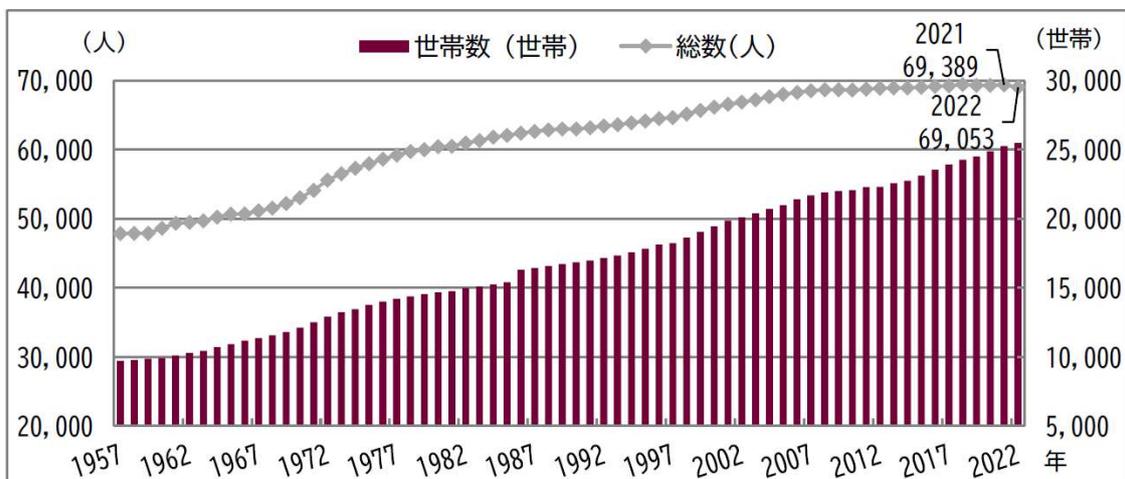
老年人口（65歳以上）は、医療技術の進歩等により、平均寿命が延びたことなどから、一貫して増加を続けており、令和2（2020）年の高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は27.6%に達しています。（図2）

このような少子化による人口減少、急速な高齢化により、労働力が不足し、また消費者数なども減少することから、本市における経済成長が鈍化することが予想されます。また、地域経済が停滞すれば、本市の財政状況が悪化していき、やがて地域の活力が失われ、地域コミュニティが希薄化するなど、社会的なつながりが弱まることで、孤立や孤独感が増し、地域そのものが持続できなくなる恐れがあります。

人口減少、少子高齢化が招く様々な影響

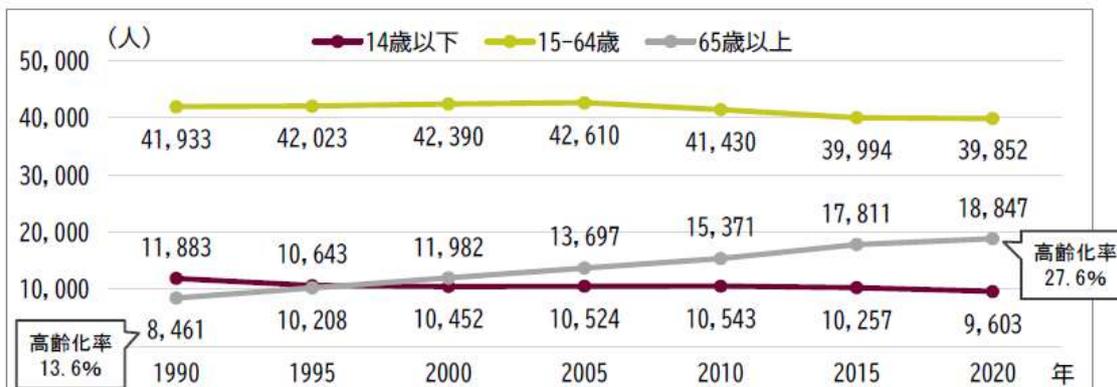


図 1. 鯖江市の人口推移



【出典】住民基本台帳人口（毎年10月1日時点）

図 2. 年齢 3 区分別の人口推移



【出典】社人研「日本の将来推計人口」

(鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略より)

2 人生100年時代の到来

健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）が伸び、「人生100年時代」と言われる時代にあって、充実した人生を送るには、必要な時に必要な学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが必要とされます。

また、その一方で、世代間の格差やコミュニティの希薄化による高齢者の孤立を解消するために、高年大学や地区公民館、地域団体などとの連携によって多様な学びの機会や必要な情報を得ることが重要といえます。

「人生100年時代」は、全ての市民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会の形成が求められています。



地域ではぐくむ子どものびのび広場（河和田公民館）



鯖江市高年大学学園祭での発表（鯖江市嚮陽会館）

3 地域の伝統行事等の担い手の減少

地域における様々な伝統行事や伝統工芸品の技術の継承は、地域の歴史や文化を象徴するものであり、これを次世代に伝えることで地域のアイデンティティを守ることができます。しかしながら、少子高齢化や都市部への人口流出などにより、地域住民の誇りや帰属意識が低下するとともに、観光客の減少や地域経済への影響が懸念されます。

社会教育・生涯学習の推進により地域や企業が連携し地域の文化や技術を学び、将来的に担い手となる人材を育成することで、若い世代の関心を引き出すとともに、行事に参加したり技術を学べる機会を提供したりすることが重要です。



ものづくりの体感型マーケット「RENEW」(うるしの里会館ほか)



ふるさと鯖江の伝統踊りを継承する「さばえやしきまつり」(本町通り)

4 人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大

新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の生活に大きな影響を与えました。特に、外出自粛やリモートワークの普及により、日常的な人との接触が減少し、これにより、社会的孤立や孤独感などの課題が以前にも増して顕在化、深刻化しています。

今後、人と人とのつながりを保ち、孤立や孤独を防ぐためには、ソーシャルメディアやオンラインコミュニティなどを積極的に活用し、地域社会での支え合いや交流を促進する取り組みが重要です。

「人づくり・つながりづくり・地域づくりの好循環」により、公民館等を中心に、地域住民が主体となって支え合いの体制を築き、地域の課題解決に取り組む意識の醸成が必要です。

5 本市を取り巻く社会教育・生涯学習の課題

このような社会情勢の変化における本市の社会教育・生涯学習を取り巻く課題については、令和6（2024）年1月に鯖江市社会教育委員会から鯖江市教育委員会に提出された答申（「第2期教育の振興に関する施策の大綱」の実現に向けた新しい社会教育・生涯学習の推進について）や本計画の策定委員会によるワークショップによって示された課題を以下のように抽出し、取り組むべき事項を整理しました。

本市の社会教育・生涯学習の課題

- ・ 公民館利用者数の減少
- ・ 若年層や勤労世代の公民館等施設の利用状況の低迷
- ・ 社会教育関係団体等の会員の高齢化及び会員数の減少並びに活動の停滞
- ・ 少子高齢化及び人口減少に伴う地域の衰退
- ・ 社会教育・生涯学習関連施設・設備の老朽化
- ・ 社会教育・生涯学習に関する情報発信の不足
- ・ 幅広い世代の市民の学習ニーズへの対応

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民を中心として、行政、学校、家庭、地域の
人材・団体、企業、NPO等の様々な主体（ステークホルダー）が連携・協働
することが重要と考えます。

このことから、本市における社会教育・生涯学習に関する施策の総合的かつ
計画的な推進を図るため、教育委員会と市長部局関係部署職員にて構成される
「(仮称) 鯖江市社会教育・生涯学習推進本部」において、施策を進めていく
上での連絡・調整・協議などを行い、相互に連携・協力できる体制を強化して
いきます。

また、本計画に示した基本的な方針や施策等が、広く市民に理解・共有され
るよう、積極的な情報発信および広報を行います。

2 計画の進捗管理

本計画は広域な範囲にわたるため、先述の「(仮称) 鯖江市社会教育・生涯
学習推進本部」において、各セクション等が実施する社会教育・生涯学習推進
関連事務事業の進捗状況等の進行管理を行います。

また、「鯖江市社会教育委員会」の意見を聞きながら、PDCAサイクル
(計画－実行－検証－改善) により検証・改善を図ることで、本計画を着実に
推進します。

